

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和六年八月二十日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

資金管理団体で

なくなつた年月日

小林 丈人

小林たけと後援会

四、五、一三